

平成30年度 第8回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：平成30年11月9日（金）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員10名

農地利用最適化推進委員 8名

1番 藤 平 清 子 君
2番 浅 野 敬 司 君
3番 吉 田 和 嗣 君
4番 小見川 清 君
5番 柳 生 利 幸 君
6番 吉 田 修 夫 君
7番 小 泉 治 久 君
8番 横 張 清 彦 君
9番 青 山 和 泉 君
10番 山 崎 久 司 君

1番 渡 邊 通 君
2番 大 塚 康 夫 君
3番 長 沼 一 美 君
4番 齊 藤 正 義 君
5番 横 田 親 雄 君
6番 栗 山 繁 君
7番 野 口 裕 司 君

10番 柳 生 均 君

4. 欠席委員：農地利用最適化推進委員 9番 中山 進 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承について

報告第1号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 高橋 範夫 君

農業委員会事務局 関山 学 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は18名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、3番吉田和嗣委員・4番小見川清委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日10月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が3aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為にございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為にございます。

整理番号2番、申請日10月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が3aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為にございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為にございます。

整理番号3番、申請日10月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が32aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為にございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為にございます。

整理番号4番、申請日10月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が25aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為にございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為にございます。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番を2番浅野敬司委員、整理番号3番4番を6番吉田修夫委員お願いいたします。

2番： 整理番号1番2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。現地は、現在、耕作中の農地であり、適正に管理されておりました。利用状況についても問題ないと思われ、譲受人が本申請地を取得後は適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

6番： 整理番号3番4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請農地は、譲受人が農業経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。現地は、現在、耕作中の農地であり、適正に管理されておりました。譲受人は、本申請地を取得後も適正に耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日9月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積15aです。転用理由は、休耕中の畑を有効利用し、環境負荷の少ない太陽光発電の設置をするためです。転用計画は、太陽光発電所です。工事期間は平成30年12月

15日から平成30年12月30日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。

整理番号2番、申請日10月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積2aです。転用理由は、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は平成30年12月20日から平成31年7月31日までです。契約内容は所有権移転（贈与）です。

整理番号3番、申請日10月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積5aです。転用理由は、自己用住宅を建築するためです。転用計画は、自己用住宅です。工事期間は平成31年1月10日から平成31年7月31日までです。契約内容は使用貸借権（永年）です。

整理番号4番、申請日10月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積5aです。転用理由は、資材置場として利用するためです。転用計画は、資材置場です。工事期間は平成30年12月10日から平成30年12月20日までです。契約内容は所有権移転（贈与）です。

整理番号5番、申請日10月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積5aです。転用理由は、資材置場兼駐車場として利用するためです。転用計画は、資材置場兼駐車場です。工事期間は平成30年12月10日から平成31年1月20日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を5番柳生利幸委員、2番・5番を8番横張清彦委員、整理番号3番を6番吉田修夫委員、整理番号4番を9番青山和泉委員お願いいたします。

5番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、管理休耕中の農地であります。農地の広がりもないことや、隣地境界についても確認がとれていることから、周辺農地への影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、耕作中の農地であります。農地の広がりもないことや、隣地境界についても確認がとれていることから、周辺農地への影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号5番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、管理休耕中の農地であります。農地の広がりもないことや、隣地境界についても確認がとれていることから、周辺農地への影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

6番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、耕作中の農地ですが、親子で使用貸借を結び、自己用住宅を建築予定です。隣地境界についても確認がとれていることから、周辺農地への影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9番： 整理番号4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、管理休耕中の農地であります。農地の広がりもないことや、隣地境界についても確認がとれていることから、周辺農地への影響を懸念することはありませんので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

会長： 整理番号1番のパネル枚数、経費等はどうなっていますか。

事務局： 用地代、〇〇〇円、パネル300枚、施工費、〇〇〇円となります。

議長：説明は以上です。ほか、質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長：続いて、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。
整理番号7番が農地利用最適化推進委員1番渡邊通委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局：議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は田2筆、畑3筆、面積合計が133a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、1年の再設定です。
整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が97a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の再設定です。
整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、4筆、面積合計が62a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、1年の再設定です。
整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が27aのうち25a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、3年の新規設定です。
整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、3筆、面積合計が83a、利用権内容は、普通畑、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、面積合計2,741㎡、利用権の内容は水稻、権利は使用貸借の利用権で、6年の再設定です。
整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、2筆、面積合計が72a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、10年の再設定です。
整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が7a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、3年の新規設定です。
整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が9a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

議長：説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
9番：整理番号6番は、親の名前の契約から、子の名前の契約になっているので、新規ではありませんか。

事務局：利用権の設定を受ける者は変わりますが、農地については、満期を迎え、再設定となります。

議長：説明は以上です。他、質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。
（農地利用最適化推進委員1番渡邊通委員 入室）

＜議案第４号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

（農地中間管理事業）＞

議長： 続いて、議案第４号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第４号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

〇〇地区（地域集積）２０件、貸し手１５名、面積合計３００ａです。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第４号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第５号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による

農用地利用配分計画（案）の了承について＞

議長： 続いて、議案第５号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第５号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承について

〇〇地区（地域集積）２０件、借り手２名、面積合計３００ａです。

議長： 説明は以上です。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第５号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）の了承についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜報告事項＞

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告事項

１、農地法第５条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

事務処理規定第６条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

平成３０年１１月９日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第１号農地法第５条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は１４件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議 長： 報告第1号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

<その他>

議 長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

① 活動報告

- 10月13日（土）ソフトボール大会 牛久市
- 10月16日（月）県農：会長・局長会議
- 10月19日（金）里芋堀
- 10月20日（土）さわやかフェア準備
- 10月21日（日）さわやかフェア〔売上金の一部 寄付〕
- 10月18日（木）～31日（金）サンクラブ 農業体験
6園、1サークル 314名参加
- 11月 5日（月）～6日（火）県南協視察研修〔前橋市、高崎市〕

② 今後の予定

- 11月13日（火）～14日（水）むつみ会旅行
- 11月29日（木）全国会長大会〔港区〕

③ 現地調査及び総会の予定

- 12月現地調査 12月 7日（金）当番農委 5番 柳生利幸委員
当番農委 6番 吉田修夫委員
- 12月定例総会 12月10日（月）午後3時から

議 長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後4時00分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印